

令和8年度建設工事関係者連絡会議

最近の労働安全衛生行政の動向について

令和8年6月24日(水)

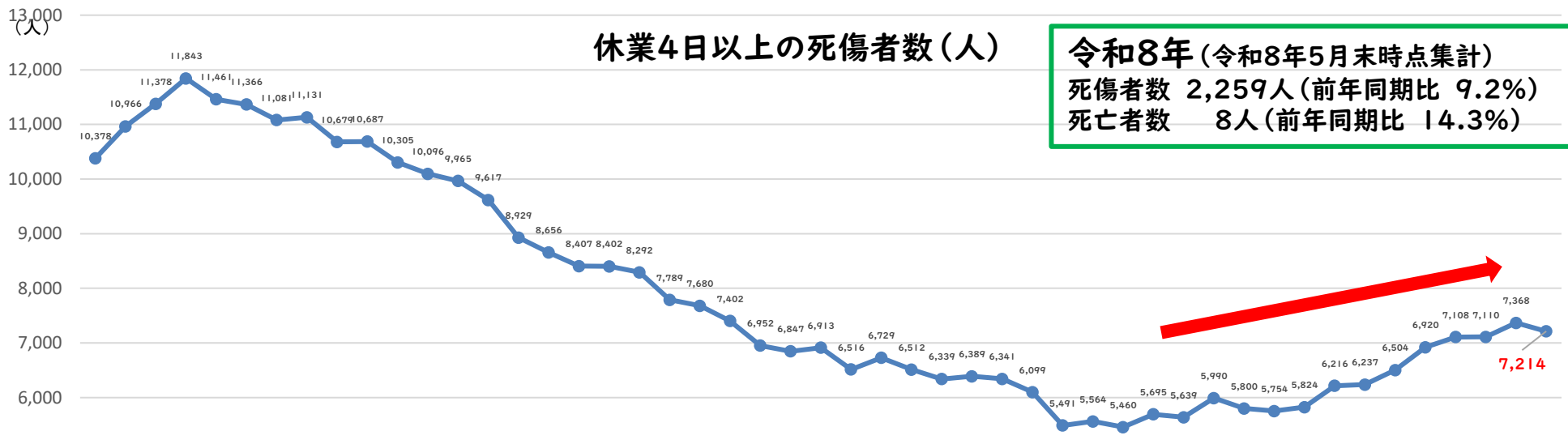
埼玉労働局労働基準部健康安全課

埼玉の労働災害における死亡者数、休業者数の推移

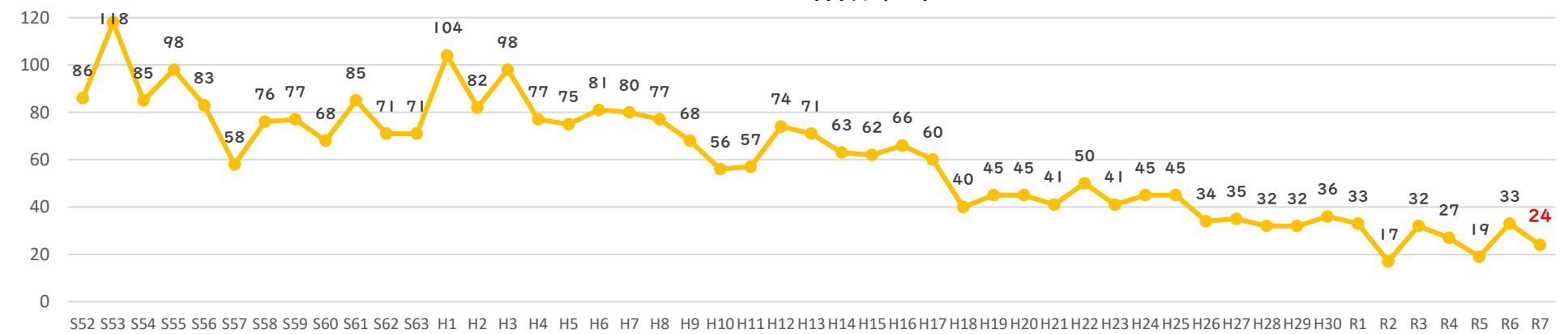
- ・ 休業4日以上之死傷者数は、平成23年まで減少傾向にあったものの、増加に転じ、歯止めがかからない状況。
- ・ 休業4日以上之死傷者数は、令和6年に比べてわずかに減少したが減少傾向に転じたとは言い難い。
- ・ 死亡者数は、長期的には減少傾向にあるが、令和6年に急増した。

休業4日以上之死傷者数(人)

令和8年(令和8年5月末時点集計)
 死傷者数 2,259人(前年同期比 9.2%)
 死亡者数 8人(前年同期比 14.3%)



死亡者数(人)



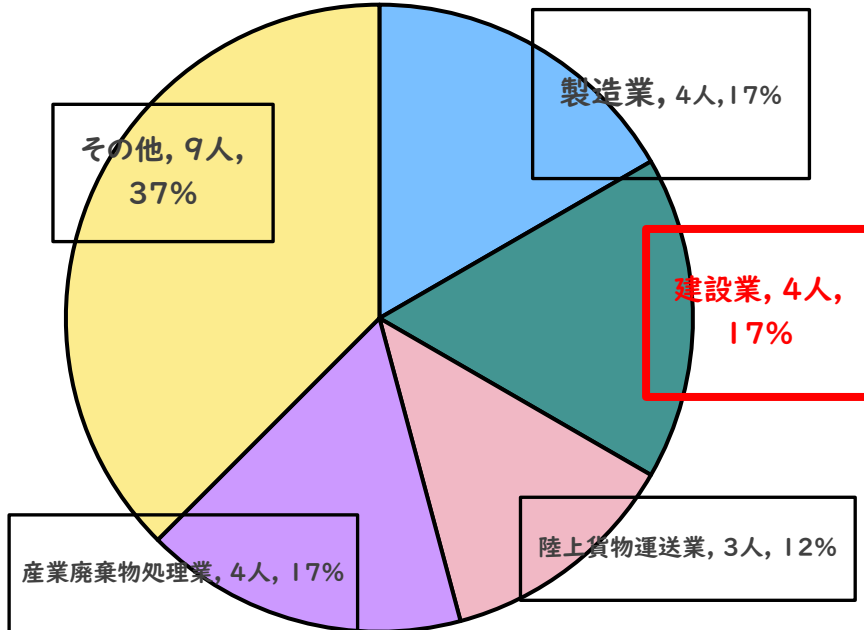
出典：平成23年までは、労災保険給付データ(労災非適用事業を含む)、労働者死傷病報告、死亡災害報告より作成
 平成24年からは、労働者死傷病報告、死亡災害報告より作成
 ※新型コロナウイルス感染症のり患による労働災害を除いたもの

埼玉における令和7年の労働災害発生状況（確定値）

業種別内訳

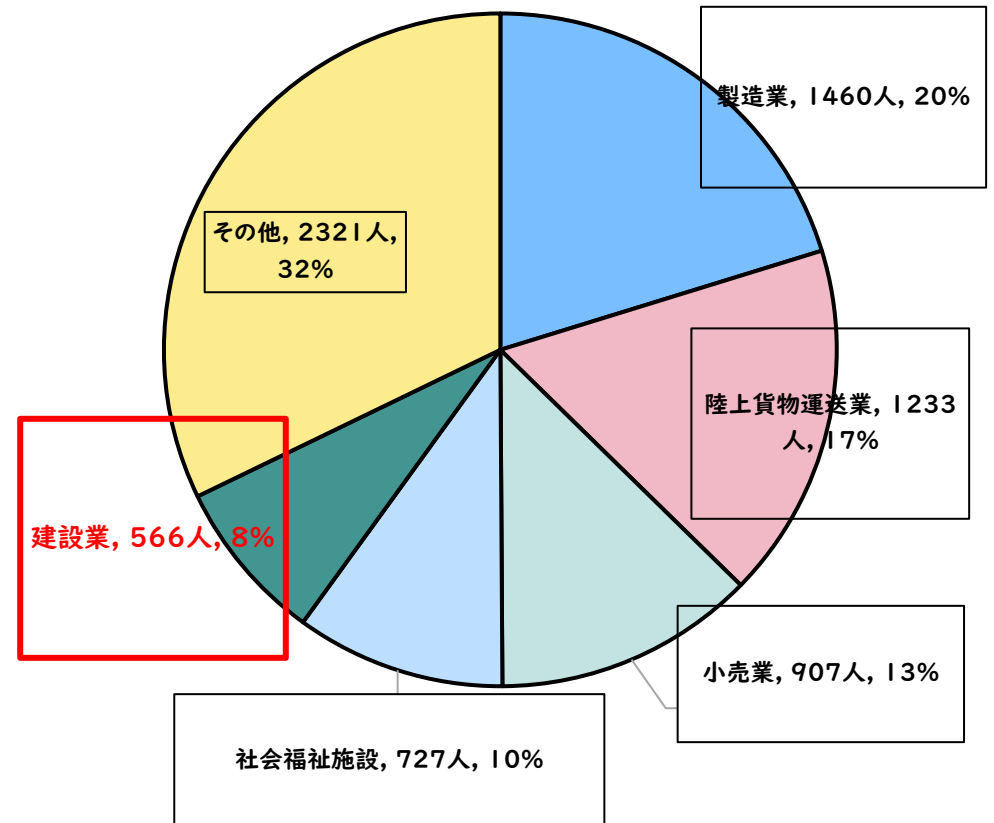
死亡者数

24人（前年比-27.3%）



休業4日以上之死傷者数

7,214人（前年比-2.1%）

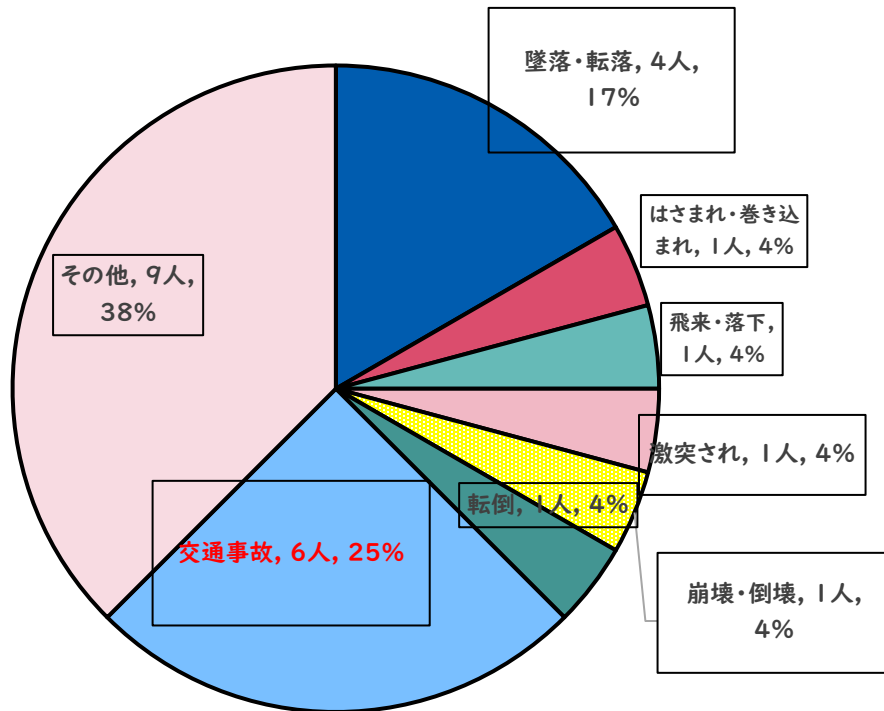


埼玉における令和7年の労働災害発生状況（確定値）

事故の型別

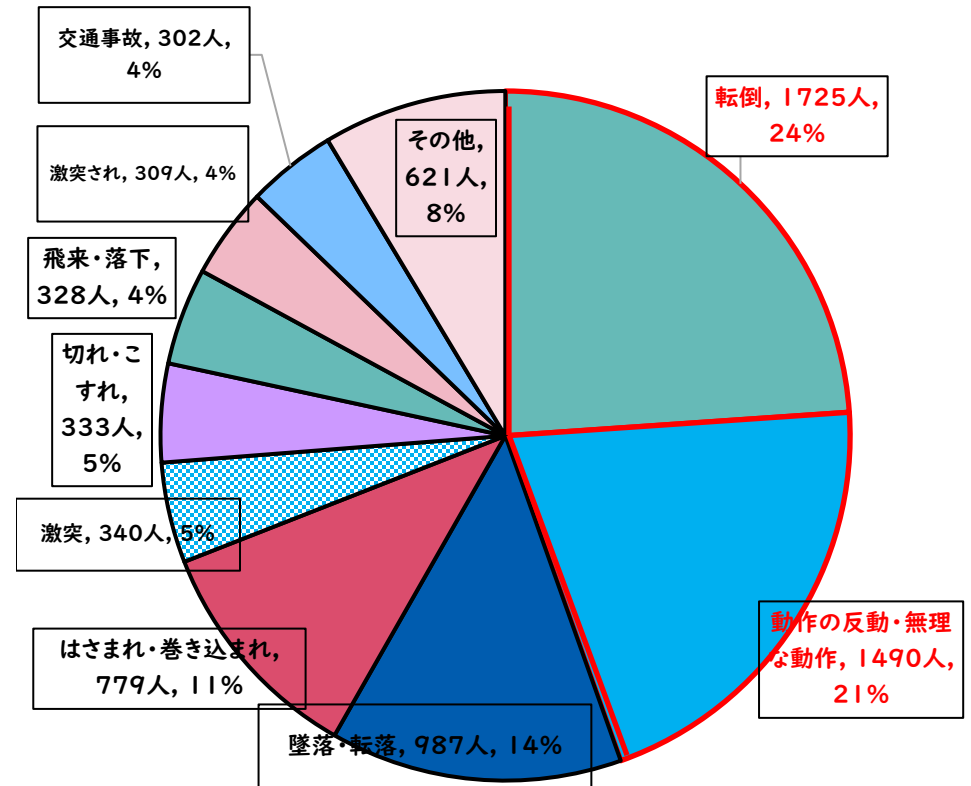
死亡者数

24人（前年比-27.3%）



休業4日以上之死傷者数

7,214人（前年比-2.1%）

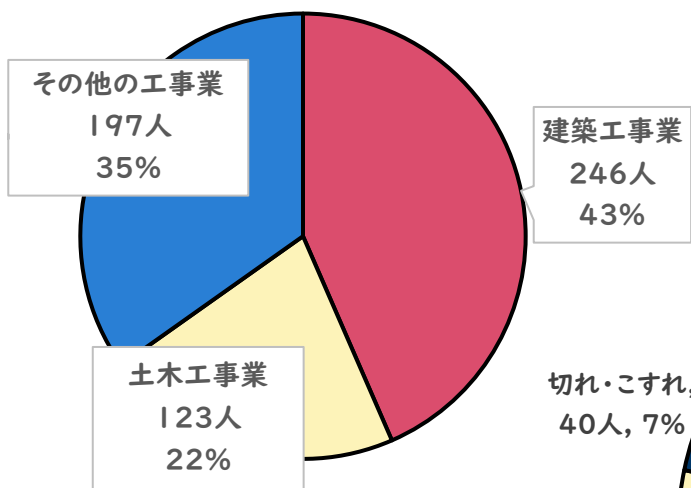


埼玉の建設業令和7年の労働災害発生状況（確定値）

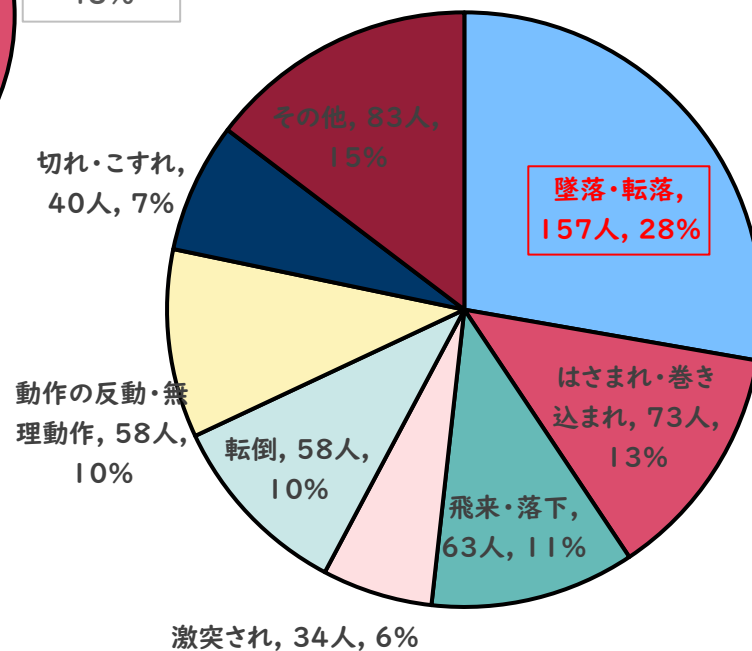
休業4日以上之死傷災害の発生状況

死傷者数566人

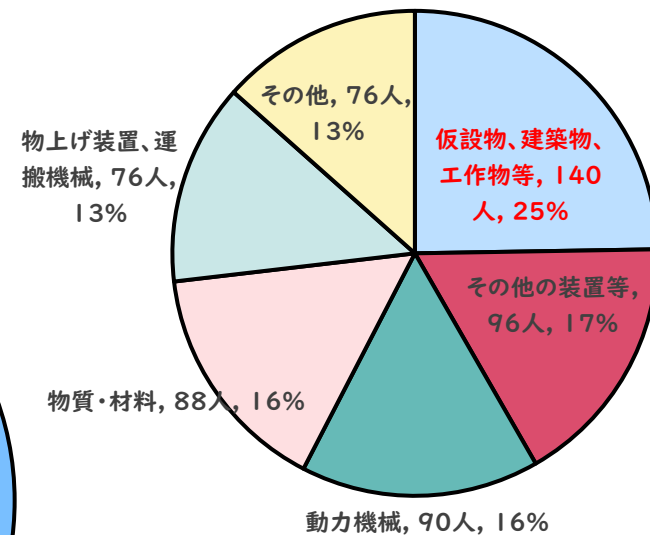
業種別



事故の型別



起因物別

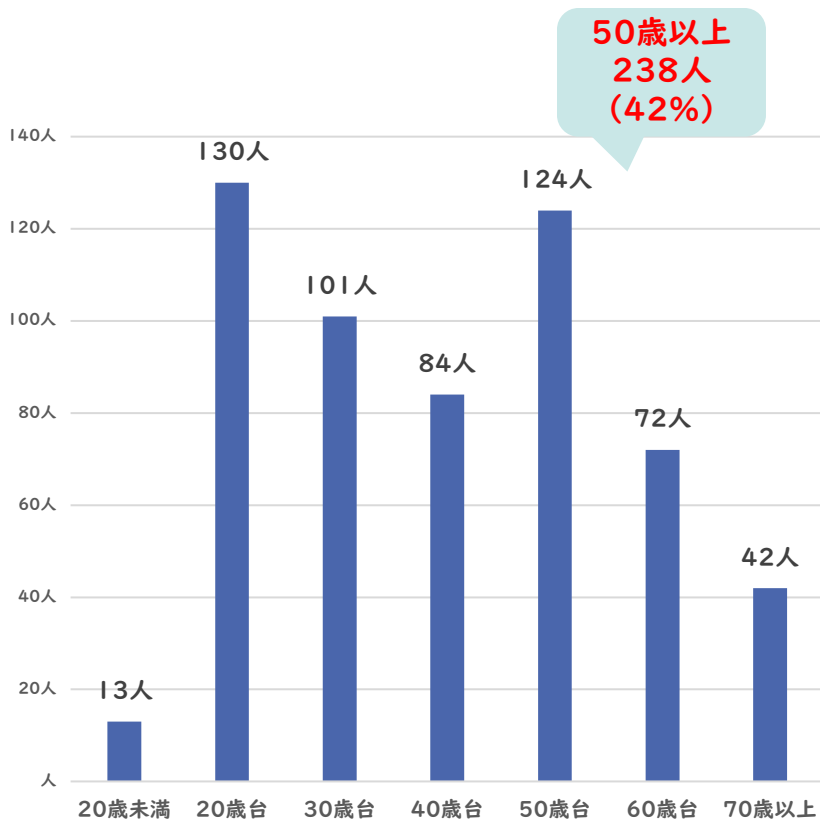


埼玉の建設業令和7年の労働災害発生状況（確定値）

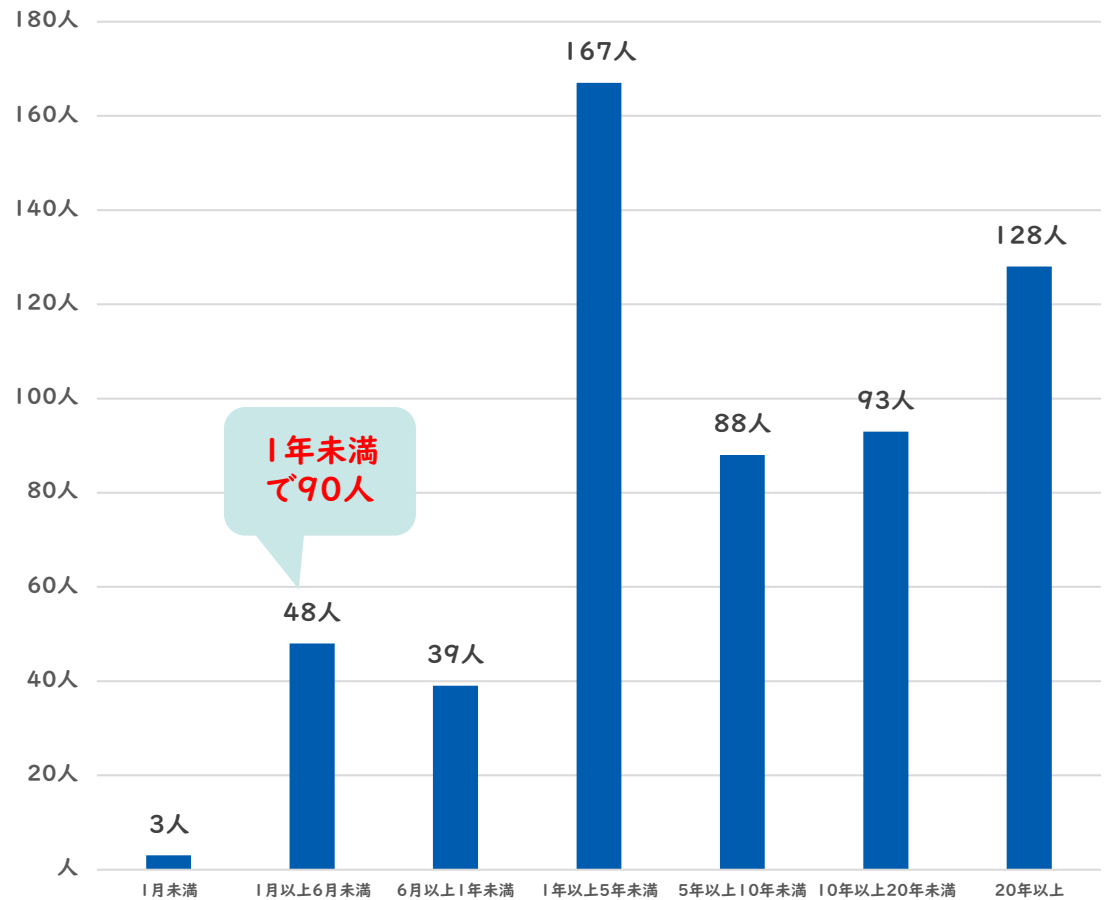
休業4日以上死傷災害の発生状況

死傷者数566人

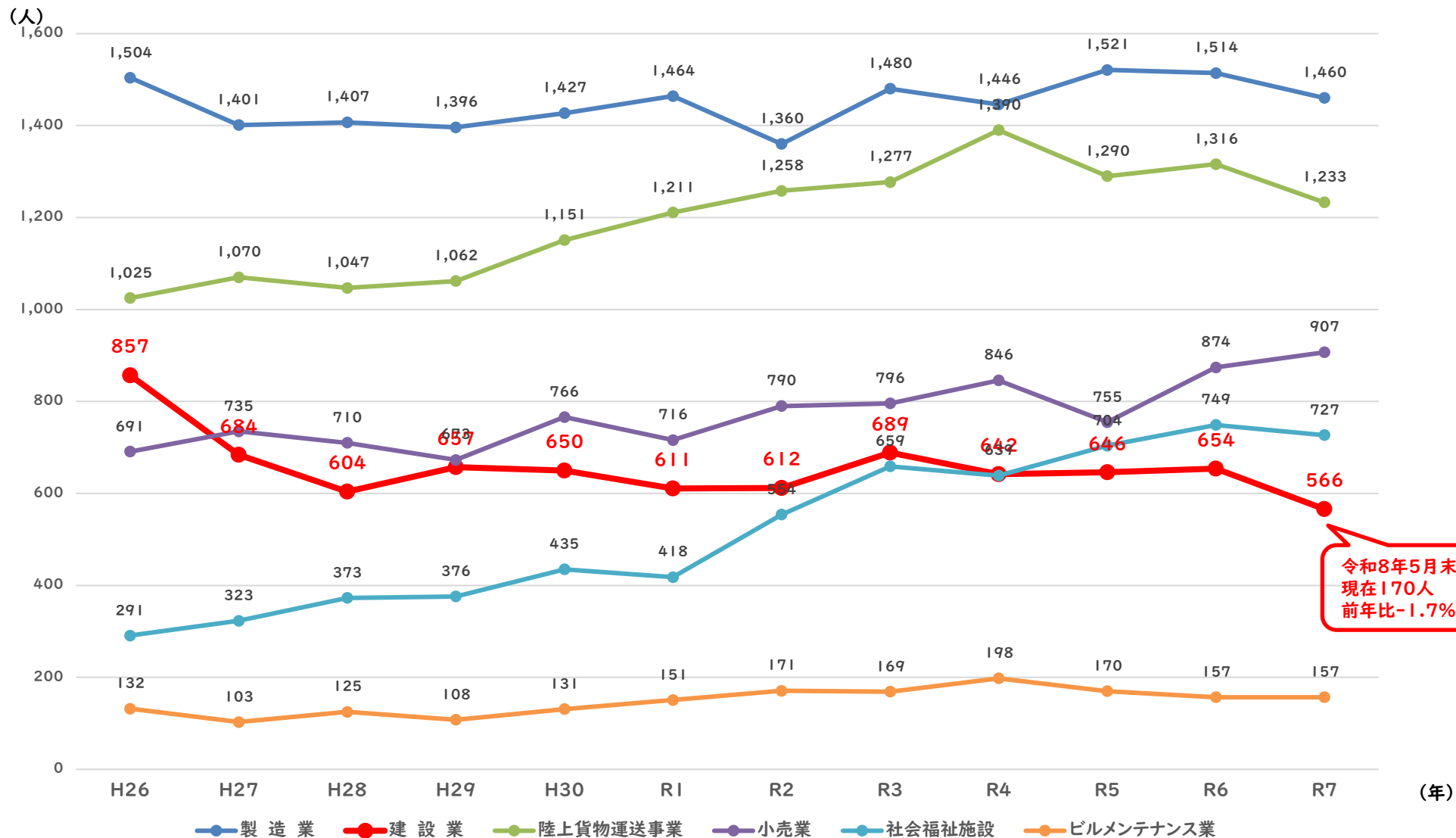
年齢別



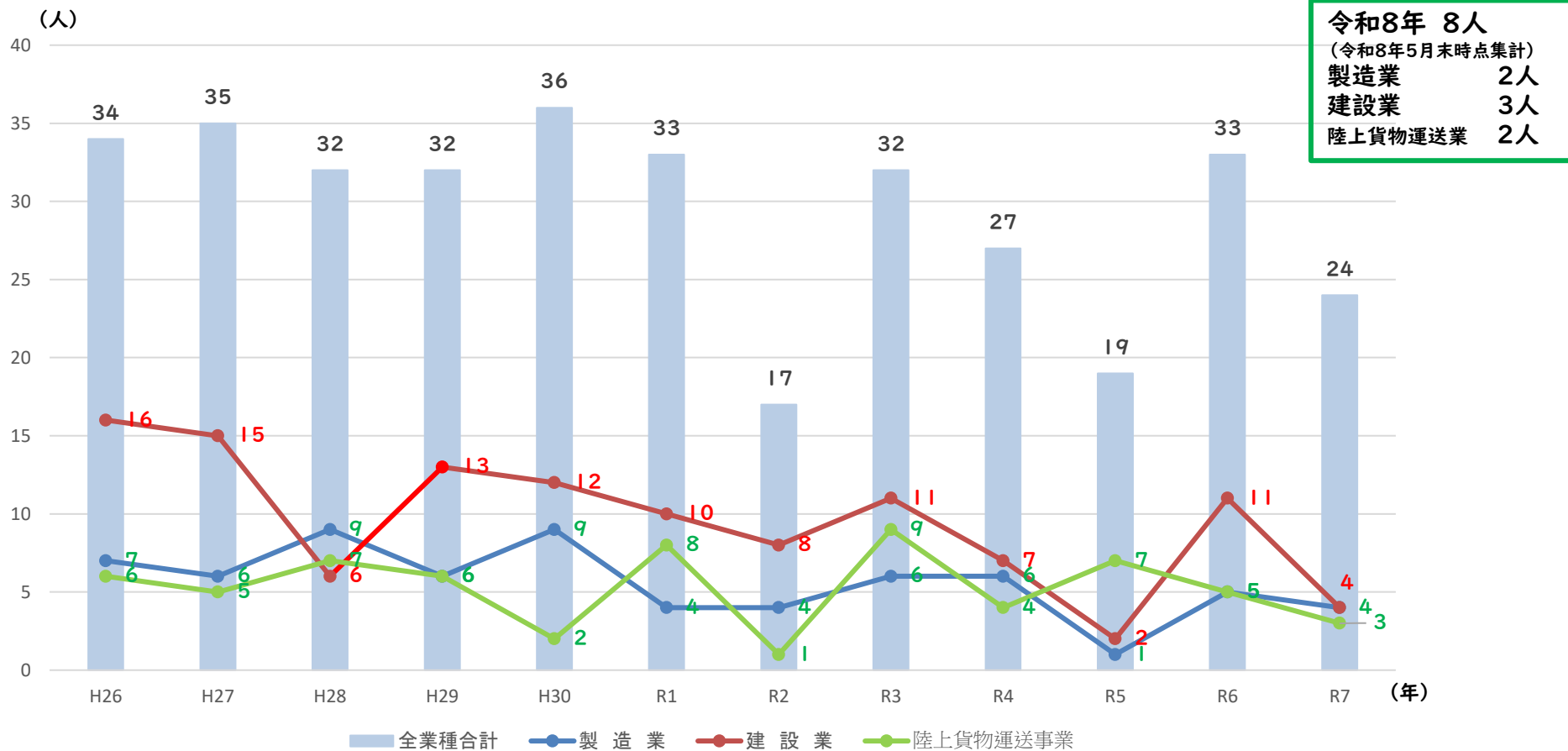
経験期間別



近年の主な業種別の休業4日以上の死傷者数の推移（埼玉）

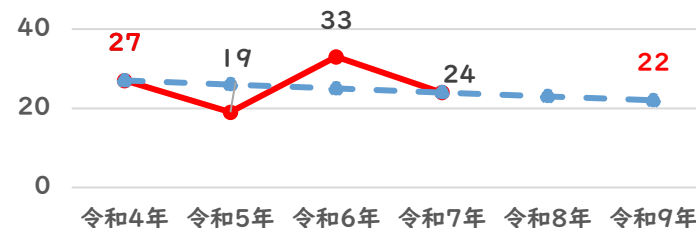


近年の主な業種別の死亡者数の推移（埼玉）



【参考】 第14次労働災害防止計画

○死亡災害については、令和4年(2022年)の27人と比較して、令和9年(2027年)までに20%以上減少する(22人以下)。



埼玉県内で発生した建設業の死亡災害事例

令和7年

発生月	発生時間帯	事業場規模	被災者年齢層	災害発生のあらまし	事故の型	起因物
2月	9時	10~49人	60歳代	倉庫内の垂直搬送機を解体する工事において、搬器が降下し、1階昇降路内にいた労働者が下敷きとなったもの。	飛来、落下	エレベータ、リフト
4月	11時	1~9人	50歳代	マンションの改修工事現場において、塔屋付近の屋根上にうつぶせで倒れているところを発見されたもの。	転倒	起因物なし
9月	16時	1~9人	50歳代	分電盤からの配線と照明器具の配線を繋ぐ作業をしていたところ、感電したもの。ブレーカーは落としていなかった。	感電	電力設備
9月	17時	10~49人	50歳代	同僚が運転するトラックで資材を倉庫へ取りに行く道中、交差点で右折して対向車を避けようとして信号柱に衝突したもの。トラックの運転手は軽症であった。	交通事故	トラック

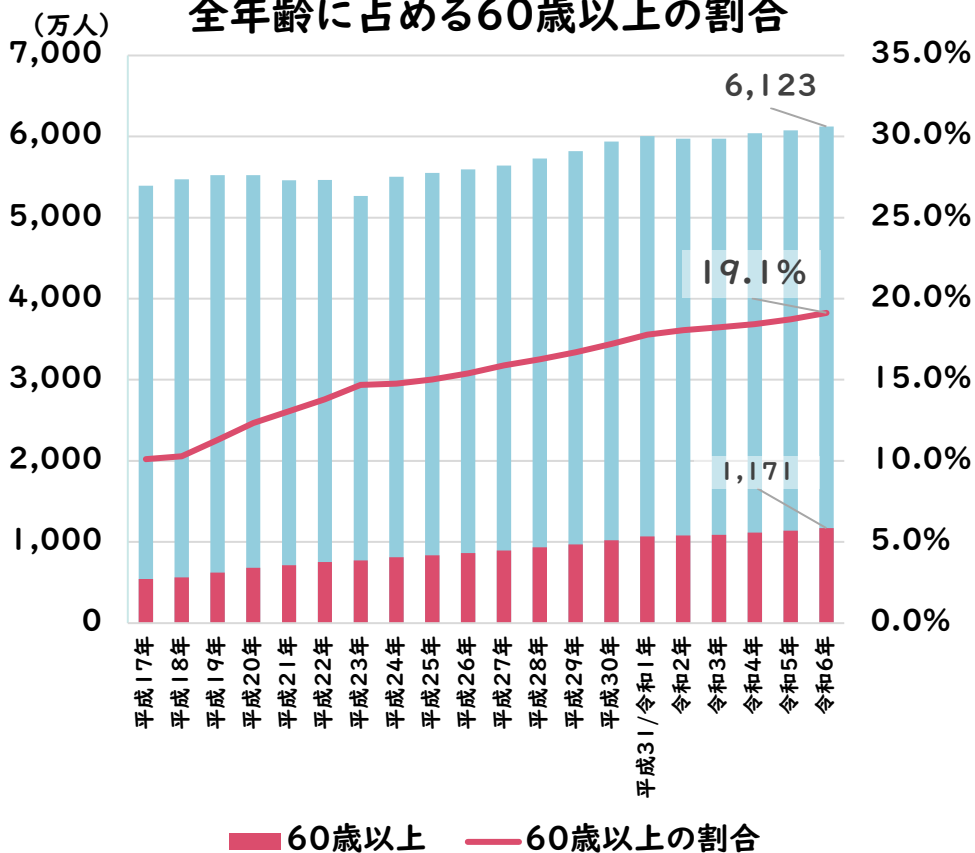
令和8年

発生月	発生時間帯	事業場規模	被災者年齢層	災害発生のあらまし	事故の型	起因物
2月	13時	10~49人	60歳代	横断歩道を歩行中に、交差点を右折してきたトラックに轢かれたもの。	交通事故	トラック
2月	10時	10~49人	60歳代	脚立に乗って作業中、背面から地面に墜落したもの。 他の作業員が脚立を支えており、被災者はヘルメットを着用していた。	墜落・転落	脚立
2月	15時	50~99人	60歳代	片側1車線の左路肩に作業車を停めて後方において同僚と2人で作業中、走行してきた一般車両に追突され、作業者のうち1人が作業車との間に挟まれたもの。	交通事故	乗用車

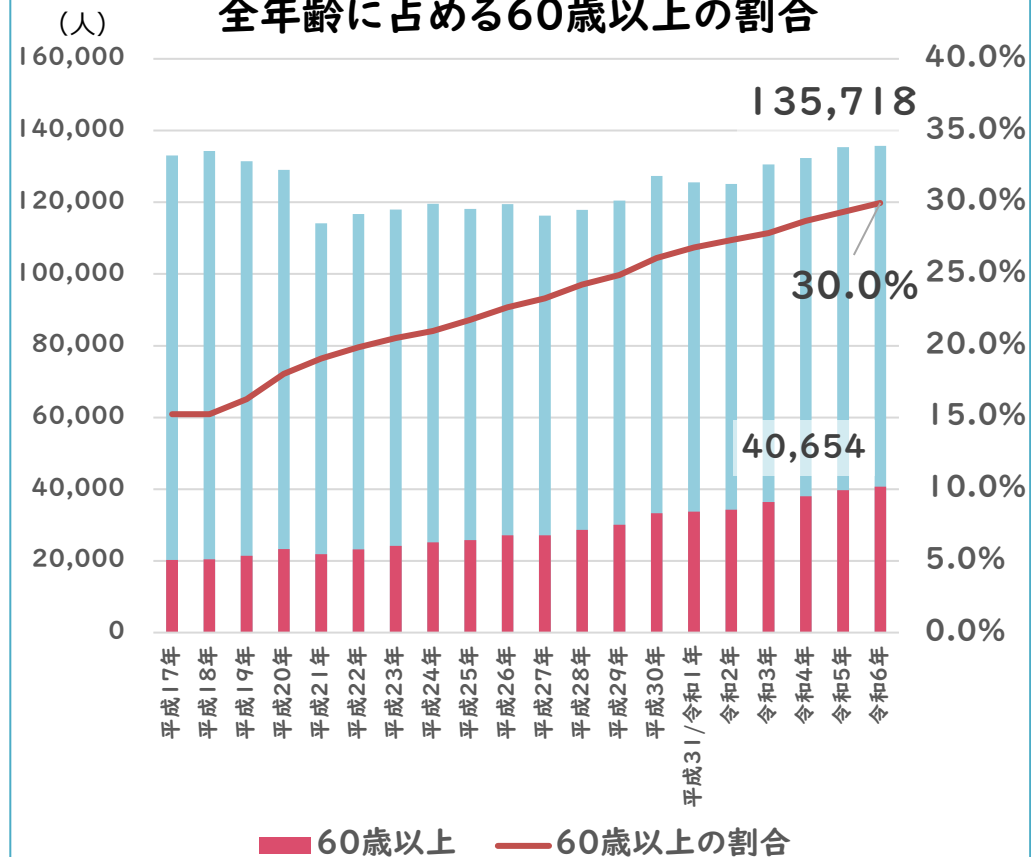
60歳以上の雇用者の割合及び労働災害の状況（全国）

人口動態の変化や高齢者の健康状態の向上等を背景に、雇用者全体に占める60歳以上の高齢者の割合は19.1%（令和6年）となっている。また、労働災害による死傷者数（休業4日以上）に占める60歳以上の高齢者の割合は30.0%（同）となっている。

雇用者数 全年齢に占める60歳以上の割合



労働災害による死傷者数 全年齢に占める60歳以上の割合

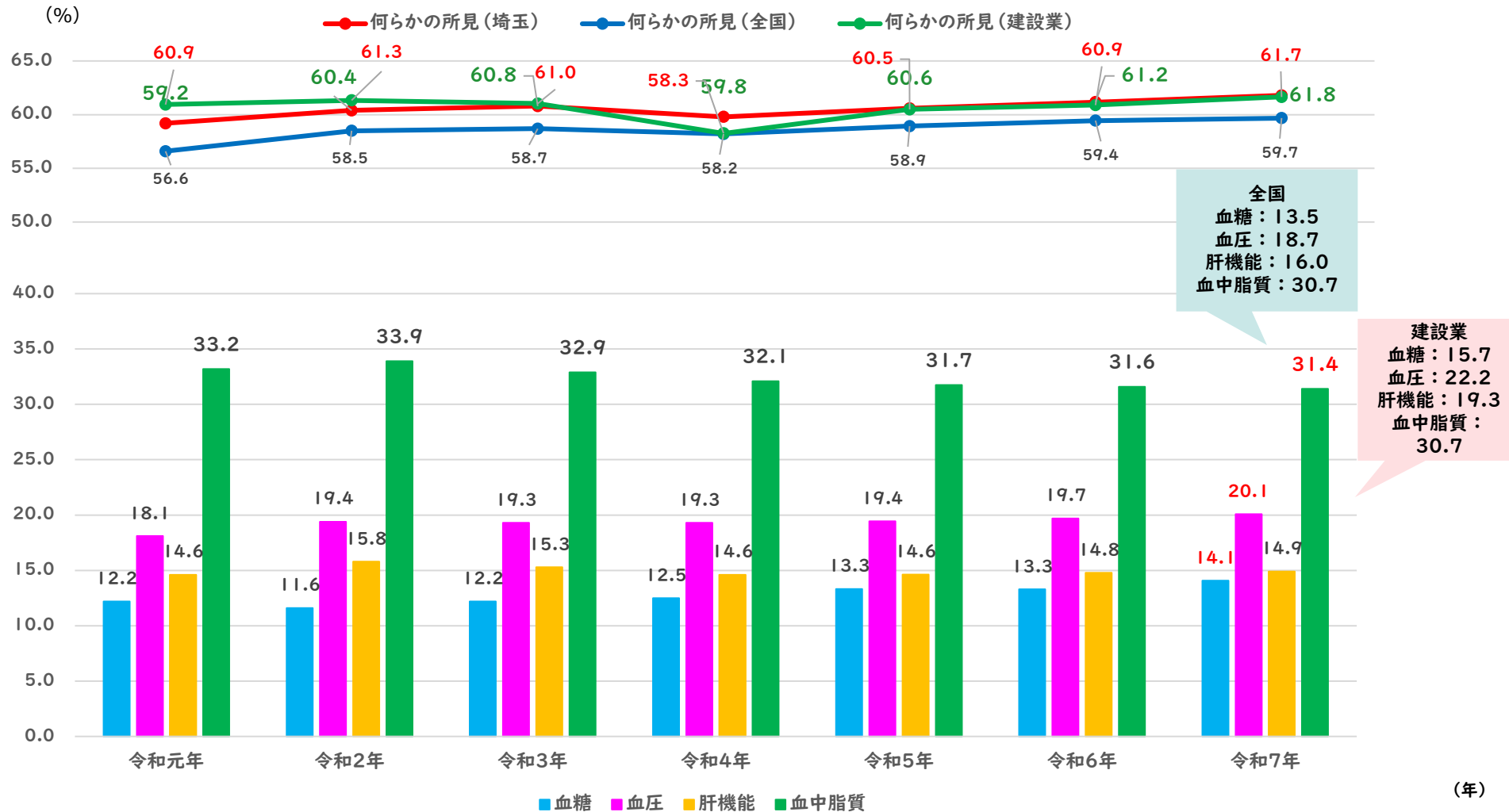


データ出所：労働力調査（総務省）（年齢階級、産業別雇用者数）における年齢別雇用者数（役員を含む。）
 ※平成23年は東日本大震災の影響により被災3県を除く全国の結果となっている。

データ出所：労働者死傷病報告※新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除く

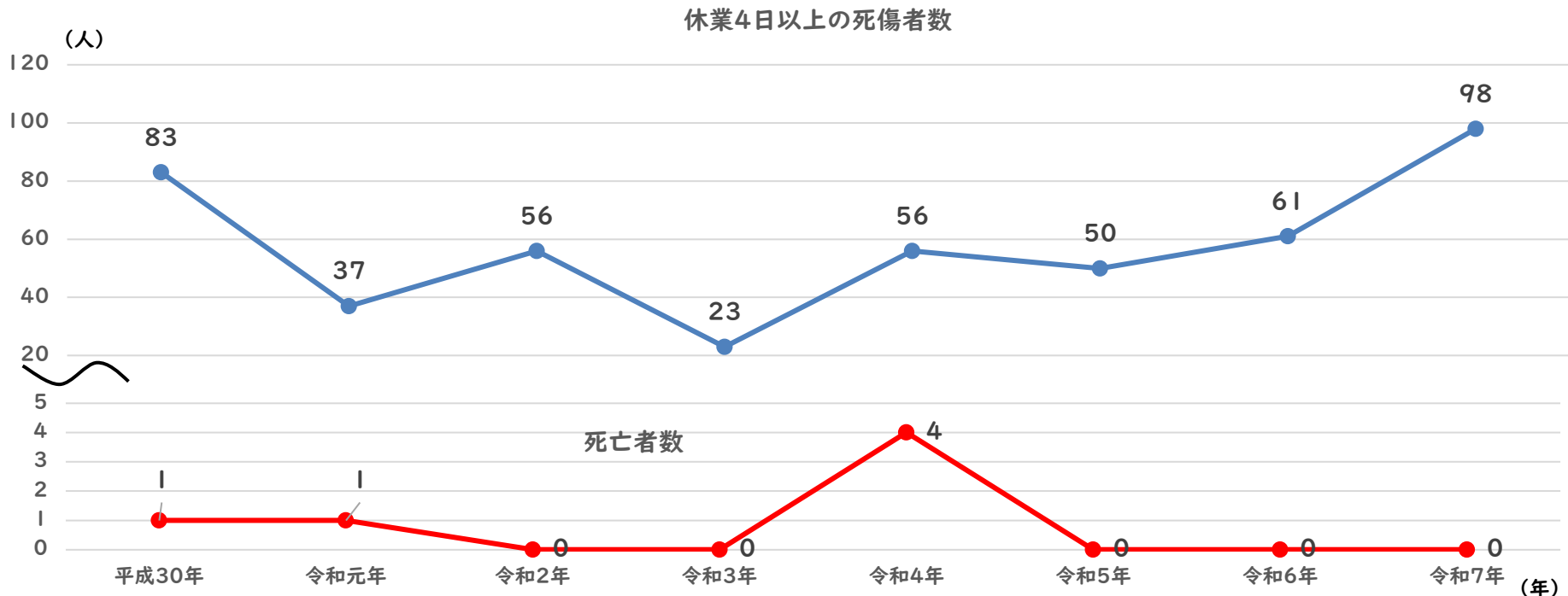
埼玉県内の定期健康診断有所見者の割合

- 労働者の高齢化に伴い定期健康診断有所見者の割合も微増傾向
- 血糖値・血圧・血中脂質の割合が全国平均を超え高い割合を示している。建設業はさらに高い項目がある。

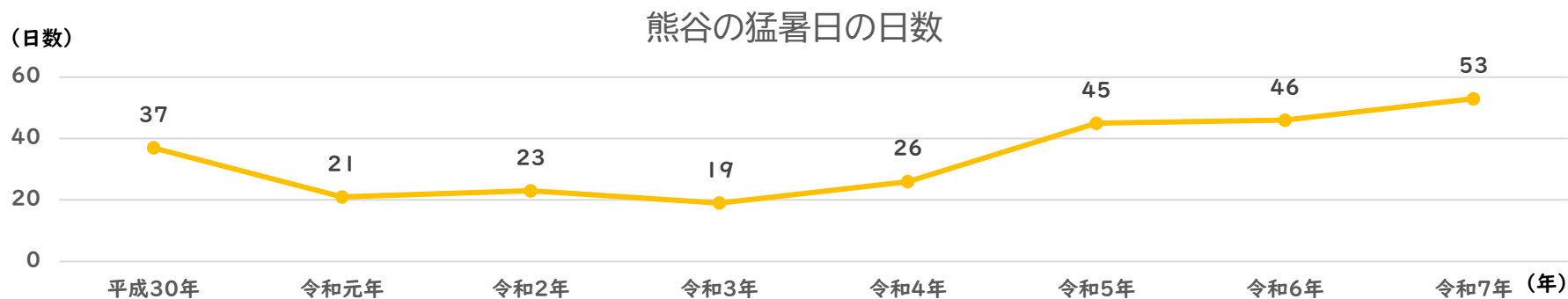


埼玉の職場における熱中症による死傷者数の推移

令和7年は記録的猛暑であったが、死亡者数は0、休業4日以上の死傷災害は増加

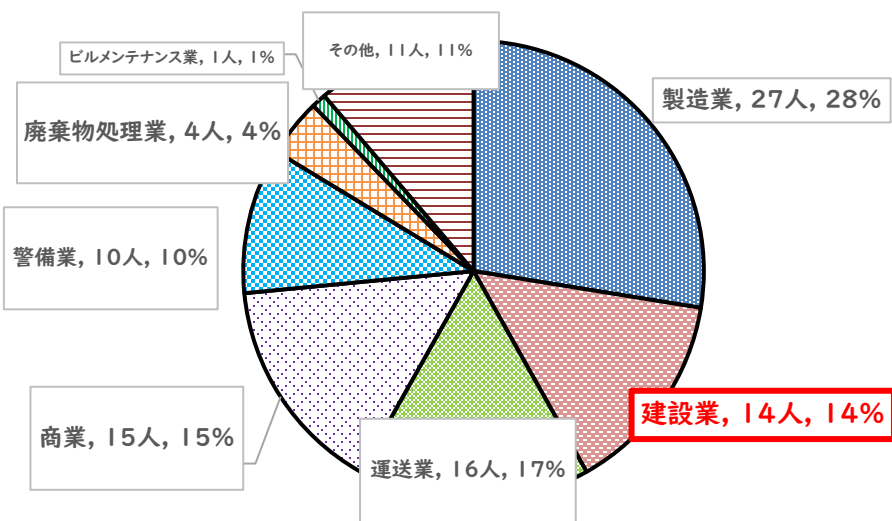


出典:労働者死傷病報告

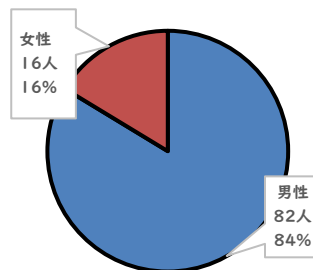


埼玉の職場における熱中症による令和7年の死傷者数

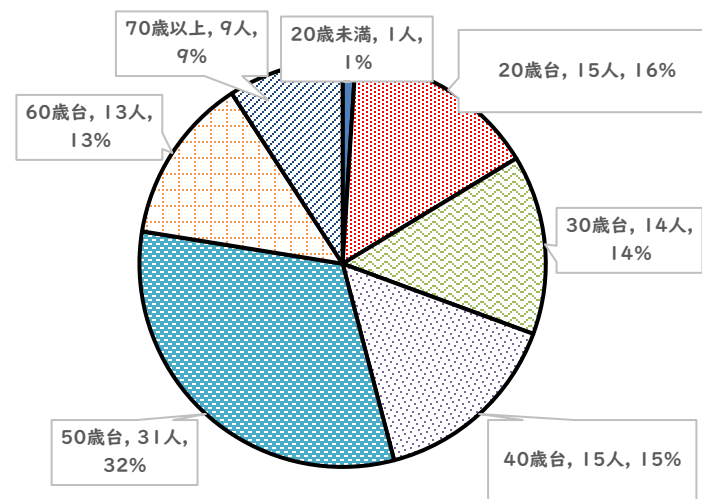
業種別



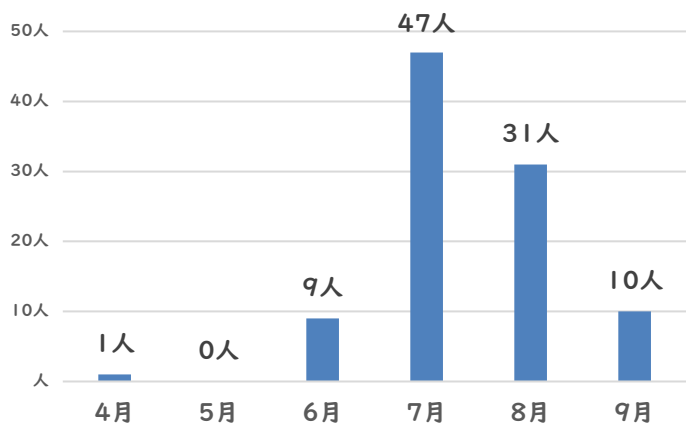
男女別



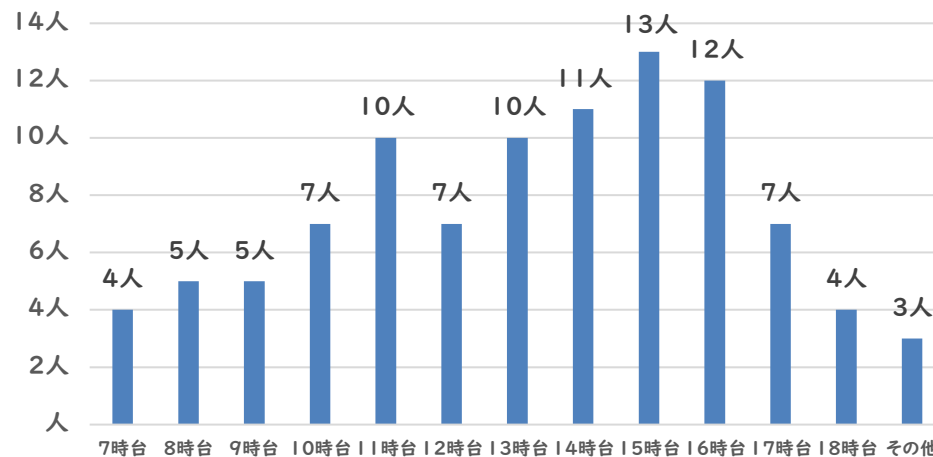
年代別



月別



時間帯別



職場における熱中症予防対策

昨年度までの対策

4月準備月間/5～9月キャンペーン期間/7月重点取組期間

「STOP!熱中症クールワークキャンペーン」
に基づく措置

R3.4.20付け基発0420第3号

「職場における熱中症予防基本対策要綱」
に基づく措置

令和7年6月1日 施行

「労働安全衛生規則第612条の2」
に基づく措置

今年度からの対策

4月準備月間/5～9月キャンペーン期間/7月重点取組期間

「STOP!熱中症クールワークキャンペーン」
に基づく措置

R8.3.18付け基発0318第1号

「職場における熱中症防止対策のためのガイドライン」
に基づく措置

令和7年6月1日 施行

「労働安全衛生規則第612条の2」
に基づく措置

労働安全衛生規則第612条の2

1 事業者は、**暑熱な場所において連続して行われる作業等**熱中症を生ずるおそれのある作業を行うときは、あらかじめ、当該作業に従事する者が熱中症の自覚症状を有する場合又は当該作業に従事する他の者に熱中症が生じた疑いがあることを当該作業に従事する他の者が発見した場合にその旨の報告をさせる体制を整備し、当該作業に従事する者に対し、当該体制を周知させなければならない。

2 事業者は、**暑熱な場所において連続して行われる作業等**熱中症を生ずるおそれのある作業を行うときは、あらかじめ、作業場ごとに、当該作業からの離脱、身体の冷却、必要に応じて医師の診察又は処置を受けさせることその他熱中症の症状の悪化を防止するために必要な措置の内容及びその実施に関する手順を定め、当該作業に従事する者に対し、当該措置の内容及びその実施に関する手順を周知させなければならない。

附則 この省令は、令和7年6月1日から施行する。

熱中症

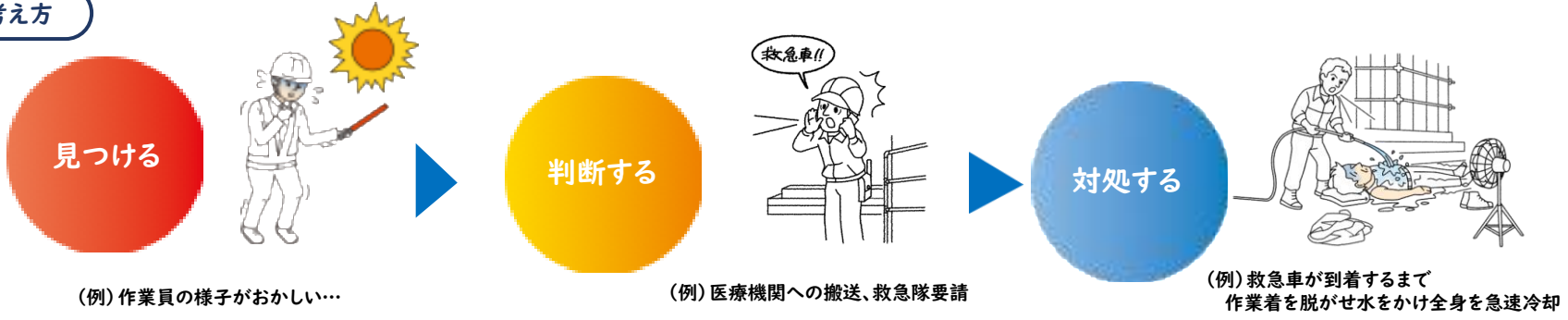
高温多湿な環境下において、体内の水分や塩分（ナトリウム等）バランスが崩れる、体温の調節機能が破綻する等して、発症する障害の総称であること。

暑熱な場所

- **WBGTが28度以上又は気温31度以上の場所**
(実測により判断するが、熱中症予防情報サイト等の活用によって判断可能であればそれでも差し支えない)
- 出張先で作業を行う場合、複数の場所で作業を行う場合、移動時等も含む
- 上記場所の作業に該当しなくても、作業強度や着衣の状況によっては、熱中症の発症リスクが高まるので、準じた対応に努める

今後の熱中症対策について（労働安全衛生規則の改正）

基本的な考え方



現場の実態に即した具体的な対応

現場における対応

熱中症のおそれがある作業従事者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、以下の「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」が事業者には義務付けられます。

1 「熱中症の自覚症状がある作業員」や「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」がその旨を報告するための体制整備及び関係作業員への周知。

※報告を受けるだけでなく、職場巡視やパディ制の採用、ウェアラブルデバイス等の活用や双方向での定期連絡などにより、熱中症の症状がある作業員を積極的に把握するように努めましょう。

2 熱中症のおそれがある作業従事者を把握した場合に迅速かつ確かな判断が可能となるよう、

- ① 事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等
- ② 作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順（フロー図①②を参考例として）の作成及び関係作業員への周知

※作業強度や着衣の状況等によっては、上記の作業に該当しない場合であっても熱中症のリスクが高まるため、上記に準じた対応が推奨されます。
 ※同一の作業場において、労働者以外の熱中症のおそれのある作業に従事する者についても、上記対応を講ずることとします。

対象となるのは

「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業

周知方法

- ・事業場の見やすい箇所への掲示
- ・メールの送付
- ・文書の配布
- ・朝礼における伝達

確実に伝わるもので！

STOP! 熱中症クールワークキャンペーン

キャンペーン期間中に実施すべき事項

STEP 1 暑さ指数 (WBGT) の把握と評価

- ・日本産業規格 (JIS) に適合した **WBGT 指数計** による **随時把握**
- ・その地域を代表する一般的な暑さ指数 (WBGT) を参考 とすることも有効

STEP 2 測定した暑さ指数 (WBGT) に応じて以下の対策を徹底

暑さ指数の低減

服装

プレクーリング

作業開始前や休憩時間中に深部体温を下げる

暑熱順化への対応

熱にならすため、**7日以上かけて**作業時間の調整
※新規入職者や休み明け作業者は注意が必要

日常の健康管理

当日の朝食の未摂取、睡眠不足、体調不良、前日の多量の飲酒、暑熱順化の不足等について、作業開始前に確認

異常時の対応

あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等の周知徹底
少しでも本人や周りが異変を感じたら、あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等に基づき適切に対応
※必ず一旦作業を離れ、**全身を濡らして送風すること**等により身体を冷却
※**症状が回復しない場合は躊躇なく病院に搬送する (症状に応じて救急隊を要請)**

準備期間に検討した
対策を徹底する

休憩場所の設備

作業時間の短縮

暑さ指数に応じた休憩、作業中止

水分・塩分の摂取

定期的に摂取

健康診断結果に
基づく対応

医師等の意見を踏まえ配慮する
①糖尿病、②高血圧症、③心疾患、④腎不全、
⑤精神・神経関係の疾患、⑥広範囲の皮膚疾患、⑦感冒等、⑧下痢等

作業中の作業者の健康状態の確認

巡視を頻繁に行い声をかける等

キャンペーン期間 5月～9月 にすべきこと

暑さ指数の把握と評価
JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を随時把握
地域を代表する一般的な暑さ指数 (WBGT) を参考とすることも有効

測定した暑さ指数に応じて以下の対策を徹底

<input type="checkbox"/> 暑さ指数の低減 準備期間に検討した設備対策を実施	<input type="checkbox"/> 休憩場所の整備 準備期間に検討した休憩場所を設置
<input type="checkbox"/> 服装 準備期間に検討した服装を着用	<input type="checkbox"/> 作業時間の短縮 作業計画に基づき、暑さ指数に応じた休憩・作業中止
<input type="checkbox"/> プレクーリング 作業開始前や休憩時間中に深部体温を下げる	<input type="checkbox"/> 水分・塩分の摂取 水分・塩分を定期的に摂取 (水分等を摂りすぎる等も注意)
<input type="checkbox"/> 暑熱順化への対応 熱にならすため、7日以上かけて作業時間の調整 ※新規入職者や休み明け作業者は注意が必要	<input type="checkbox"/> 健康診断結果に基づく対応 次の疾病を患った方には健康診断の結果を踏まえ配慮 ※糖尿病、高血圧症、心疾患、腎不全、精神・神経関係の疾患、広範囲の皮膚疾患、感冒等、下痢等
<input type="checkbox"/> 日常の健康管理 当日の朝食の未摂取、睡眠不足、体調不良、前日の多量の飲酒、暑熱順化の不足等について、作業開始前に確認	<input type="checkbox"/> 作業中の作業者の健康状態の確認 巡視を頻繁に行い声をかける 「ハイ！」を喊させる等作業者に対しての健康状態を確認するよう注意
<input type="checkbox"/> 異常時の対応 あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等の周知徹底 少しでも本人や周りが異変を感じたら、あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等に基づき適切に対応 ※必ず一旦作業を離れ、全身を濡らして送風することにより身体を冷却 ※症状が回復しない場合は躊躇なく病院に搬送する (症状に応じて救急隊を要請)	

重点取組期間 7月 にすべきこと

暑さ指数の低減効果を再確認し、必要に応じた対策を追加
暑さ指数に応じた作業の中断を徹底
水分、塩分を定期的に摂り、その確認を徹底
作業開始前の健康状態の確認を徹底、送風機を適切に活用
暑中指数のリスクが高まっていることをあきらかに実施
暑中指数のリスクがある者を発見したときは、躊躇することなく救急隊を要請

(表B-2)

職場における熱中症防止のためのガイドライン 概要

令和8年3月18日

第1 目的等

職場における熱中症防止のために熱中症リスクに応じて行うことが望ましい具体的方法を示すことにより、事業者がその業種・業態に応じて適切に選択して取り組むよう促すことを通じて、職場における熱中症防止を図ることを目的とする。

事業者は、第2に基づき熱中症によるリスクを把握・評価した上で、その結果に基づき実施することが適切な対策を第3から選択して実施。

第2 熱中症リスクの評価

1 有害性の要因の特定

- 職場において熱中症リスクとなり得る暑熱に関する有害性を特定
- ・有害性としては、①高温・多湿な作業環境、②連続作業、③通気性や透湿性の低い衣服・保護具、④身体作業負荷の大きい作業が挙げられる。

2 湿球黒球温度の値(WBGT値)の把握

- JIS B 7922等に適合したWBGT指数計で実測

第3 熱中症リスクに応じた措置

1 安全衛生管理体制の確立等

- ・衛生委員会等を活用し、労働者の理解と協力を得つつ労使で話し合い、その内容を労働者に対して周知することが重要。
- 各種管理者等の選任と役割
- ・衛生管理者等を中心に熱中症防止対策を検討。
- 作業手順・作業計画の策定
- 報告体制の整備及び手順等の作成並びに周知

2 作業環境管理

- WBGT値の低減
- ・発熱体との間に遮へい物の設置、簡易な屋根等の設置等。
- 休憩場所の整備等
- ・休憩の設備はできる限り作業従事者が速やかに利用できる場所に設置することが望ましい。

3 作業管理

- 作業時間の短縮等 作業の休止時間や休憩時間の確保。
- 暑熱順化 計画的に暑熱順化期間を設ける。
- ブレーキング 作業開始前にあらかじめ深部体温を下げ、作業中の体温上昇を抑制。
- 水分及び塩分の摂取 水分及び塩分の作業前後の摂取と作業中の定期的な摂取。
- 服装による身体冷却 透湿性・通気性の良い服や身体を冷却する機能を持つ服の着用。
- 作業中の巡視 高温多湿作業場所での作業中は巡視を頻繁に行い、健康状態を確認。
- 業種・作業別の対応例

図表等

- 身体作業強度等に応じたWBGT基準値
- 衣類の組合せによりWBGT値に加えるべき着衣補正值(°C-WBGT)
- 熱中症の症状と分類
- 熱中症による健康障害発生時の対応計画
- 熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病の特徴等

3 熱中症リスクの評価・検討

熱中症リスクの評価

- ・WBGT値に、身体作業強度等の補正を行い、熱中症リスクを見積る。
- WBGT基準値を超える場合はWBGT値の低減等の熱中症予防対策を実施。

熱中症リスクの低減のための措置の検討

- ・作業場所のWBGT値の低減を検討(作業環境管理)。
- ・事業場の実情を踏まえて作業管理。
- ・高齢者、熱中症発症リスクに影響を与える疾病や障がいを持つ作業従事者に対しては、作業時間の短縮等を検討。

4 健康管理

- 健康診断結果に基づく対応
- 日常の健康管理等
- 作業従事者の健康状態及び暑熱順化の状況等の確認
- ・作業開始前に、当日の体調に普段と異なる変化がないか、睡眠不足がないかなど、声かけ。

5 労働衛生教育

- 簡単な教材でも繰り返し参照することが望ましい。
- 熱中症予防管理者労働衛生教育 ●職長等向け教育 ●作業従事者向け教育

6 異常時の措置

- ・熱中症を疑わせる症状が現れた場合は、一旦、作業を離れ、救急処置として涼しい場所で身体を冷やし、水分及び塩分の摂取等を行うこと。

7 その他

- 実施時期
- いわゆる「スポットワーク」を利用する労働者について
- 注文者や作業場所管理事業者による配慮
- 労働者と異なる場所で就業する個人事業者等について

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和7年法律第33号）の概要

（令和7年5月14日公布）



改正の趣旨

多様な人材が安全に、かつ安心して働き続けられる職場環境の整備を推進するため、個人事業者等に対する安全衛生対策の推進、職場のメンタルヘルス対策の推進、化学物質による健康障害防止対策等の推進、機械等による労働災害の防止の促進等、高年齢労働者の労働災害防止の推進等の措置を講ずる。

改正の概要

1. 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進【労働安全衛生法】

既存の労働災害防止対策に個人事業者等も取り込み、労働者のみならず個人事業者等による災害の防止を図るため、

- ① 注文者等が講ずべき措置（個人事業者等を含む作業従事者の混在作業による災害防止対策の強化など）を定め、併せてILO第155号条約（職業上の安全及び健康並びに作業環境に関する条約）の履行に必要な整備を行う。
- ② 個人事業者等自身が講ずべき措置（安全衛生教育の受講等）や業務上災害の報告制度等を定める。

2. 職場のメンタルヘルス対策の推進【労働安全衛生法】

- ストレスチェックについて、現在当分の間努力義務となっている労働者数50人未満の事業場についても実施を義務とする。その際、50人未満の事業場の負担等に配慮し、施行までの十分な準備期間を確保する。

3. 化学物質による健康障害防止対策等の推進【労働安全衛生法、作業環境測定法】

- ① 化学物質の譲渡等実施者による危険性・有害性情報の通知義務違反に罰則を設ける。
- ② 化学物質の成分名が営業秘密である場合に、一定の有害性の低い物質に限り、代替化学名等の通知を認める。
なお、代替を認める対象は成分名に限ることとし、人体に及ぼす作用や応急の措置等は対象としない。
- ③ 個人ばく露測定について、作業環境測定の一つとして位置付け、作業環境測定士等による適切な実施の担保を図る。

4. 機械等による労働災害の防止の促進等【労働安全衛生法】

- ① ボイラー、クレーン等に係る製造許可の一部（設計審査）や製造時等検査について、民間の登録機関が実施できる範囲を拡大する。
- ② 登録機関や検査業者の適正な業務実施のため、不正への対処や欠格要件を強化し、検査基準への遵守義務を課す。

5. 高齢者の労働災害防止の推進【労働安全衛生法】

- 高年齢労働者の労働災害防止に必要な措置の実施を事業者の努力義務とし、国が当該措置に関する指針を公表することとする。等

施行期日

令和8年4月1日（ただし、1①の一部は公布日、4②は令和8年1月1日、3③は令和8年10月1日、1②の一部は令和9年1月1日、1①及び②の一部は令和9年4月1日、2は公布後3年以内に政令で定める日、3①は公布後5年以内に政令で定める日）

個人事業者等に対する安全衛生対策の推進

背景

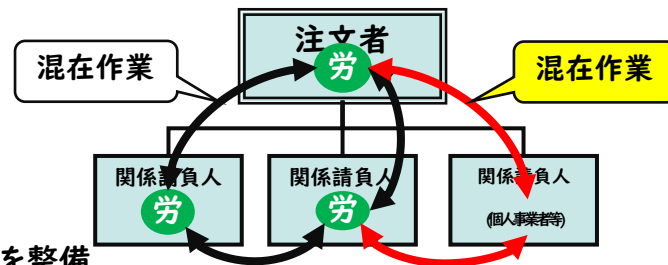
- 建設アスベスト訴訟の最高裁判決（令和3年5月）において、労働安全衛生法第22条（健康障害防止措置）は、労働者だけでなく、同じ場所で働く労働者でない者も保護する趣旨との判断がされた。このことを踏まえ、同条に基づく省令の規定を改正した。（令和5年4月施行）
⇒ 安全衛生分科会での議論において、安衛法第22条以外の規定のあり方、個人事業者等自身による措置のあり方、注文者等による措置のあり方等については、別途検討することとされた。

改正内容

- 個人事業者等（注）の業務上災害の防止、ひいては同じ場で働く労働者の災害防止のため、個人事業者等を労働安全衛生法による保護対象・義務の主体として位置づけ、次の見直しを行う。（注）個人事業者のほか中小事業者の代表者又は役員も対象

①注文者（建設業におけるゼネコン等）が講じるべき措置の義務付け

- ・ 建設業、造船業、製造業の注文者には、その労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一の場所で行われる場合には、混在作業による労働災害防止のため、作業間の連絡調整等の必要な措置を講じることが義務付けられているところ、この**統括管理の対象に個人事業者等を含む作業従事者を追加する** 等



②個人事業者等自身が講じるべき措置の義務付け

- ・ 構造規格や安全装置を具備しない機械等の使用禁止
- ・ 特定の機械等に対する定期自主検査の実施
- ・ 危険・有害な業務に就く際の安全衛生教育の受講 等

③個人事業者等を含む作業従事者の業務上災害を労働基準監督署に報告する仕組みを整備

（注）個人事業者に作業を請け負わせる「事業者」に対する保護措置の義務づけは省令改正により対応済み。

- また、業種を問わず、労働者や個人事業者が混在する作業場所を管理する者（※1）に対して、自らと請負人が行う作業間の連絡調整等の必要な措置を義務付けることで、日本が未批准のILO基本条約である第155号条約（職業上の安全及び健康並びに作業環境に関する条約）（※2）の批准につながる。

（※1）例えば、卸売業の事業者が、倉庫で作業する店員と、フォークリフトで商品の搬出をする運送業者が混在することによる事故を防止するため、連絡調整を行う。

（※2）条約第17条に規定されている「2以上の企業が同一の作業場において同時に活動に従事する場合の協力義務」が批准に当たっての課題となっている。

注文者等による対策

1 注文者の責務の範囲の明確化 (R7.5)

- 建設工事以外の注文者にも広く、適用されるよう労働安全衛生法第3条第3項（注文者が講ずべき措置）の規定の趣旨の明確化（適用範囲、配慮の内容等）
- 作業場所や作業方法の指定など、注文者の関与の状況を踏まえた具体的措置内容の明確化
- 発注条件が受注者の安全衛生に影響を及ぼす可能性があること、安全衛生経費の必要性に関する意識啓発の実施
- 具体的な作業内容や作業条件等を契約時に明確化することを関係者へ周知等

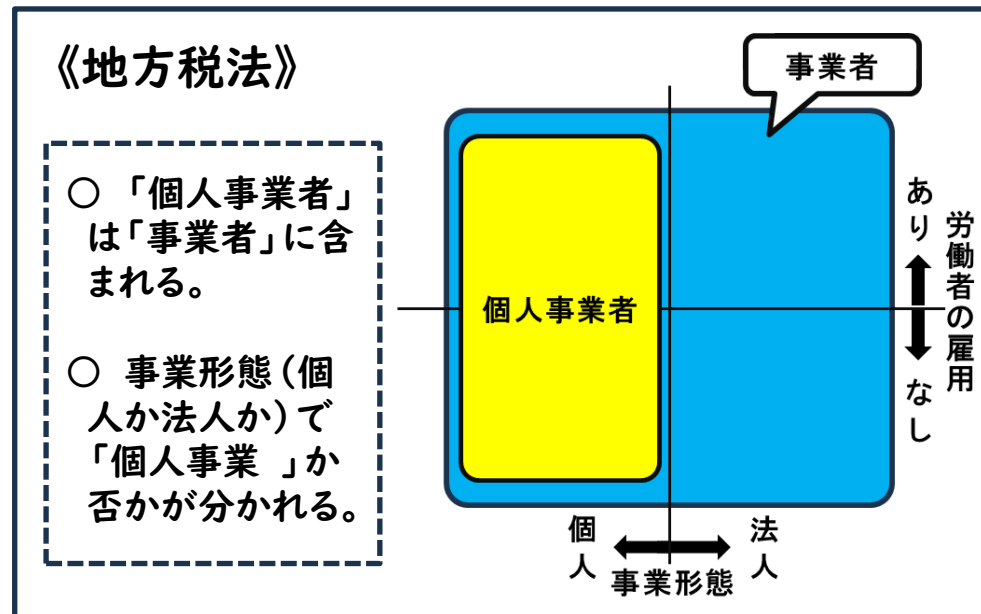
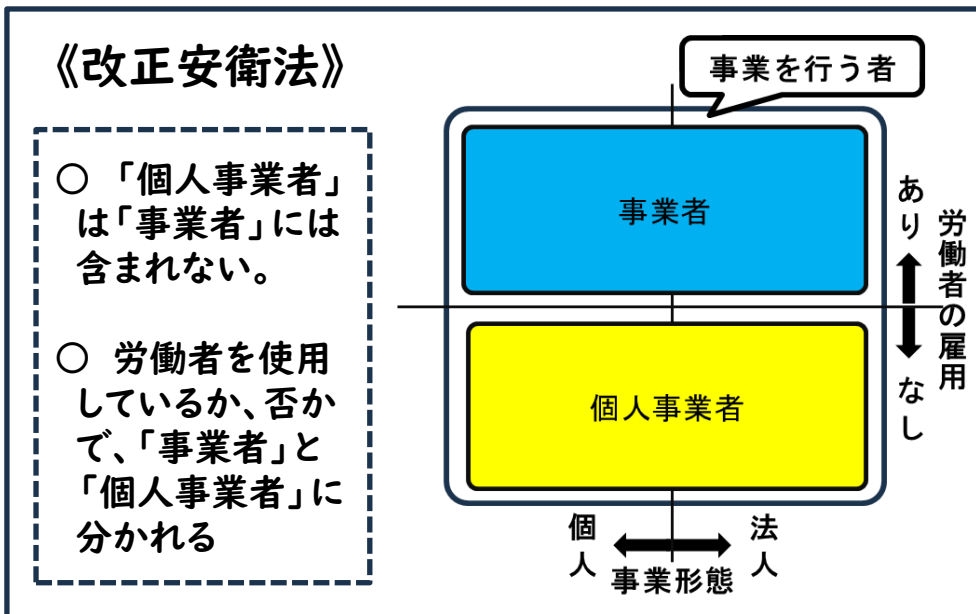
2 注文者等が行う措置の対象に「個人事業者等」を含める (R8.4)

- 建設業等の元方事業者が実施する統括管理の対象（※）、機械等貸与者等の講ずべき措置の対象及び建築物等貸与者の講ずべき措置の対象に「個人事業者等」が含まれることの明確化
- ※ 「個人事業者等」は関係請負人として、元方事業者が講じる措置に応じて必要な措置を講じること等が義務付けられる。
- 機械等貸与者の措置の対象機械について、「移動式クレーン」等に限定されている対象機械等に、他の危険性が高い機械（フォークリフト、ショベルローダー、フォークローダー）を追加
 - 建築物等貸与者の対象建築物について、「事務所」、「工場」に限定事業の用に供されるあらゆる建築物を対象とし、当該建築物に関して講ずべき措置（共有部分の墜落危険箇所の防護、安全な通路の保持）を追加

個人事業者の定義など

今回の改正で新たに保護・規定の対象に加える「個人事業者」は、個人であるか、法人であるかや、仕事の請負の有無は問わず、「事業を行う者で労働者を使用しないもの」が該当するため、他法令の定義とは異なる点に留意。

また、「個人事業者等」として、中小事業の事業主や役員も含めて保護等を図る。



法令上の定義

《改正労働安全衛生法》

事業者 事業を行う者で、労働者を使用するもの（第2条第3号）

個人事業者 事業を行う者で、労働者を使用しないもの（第31条の3）

《地方税法》

事業者 個人事業者及び法人（第72条の77）

個人事業者 事業を行う個人（第72条の77）

個人事業者等自身による措置

1 機械等の安全の確保（令和9年4月施行）

- ・ 機械等の安全確保の観点から、事業者には以下のような措置が義務付けられているが、これと同様、労働者と同じ場所で作業を行う個人事業者等に対しても同様に以下の措置を義務化

- ① 構造規格又は安全装置を具備しない機械等の使用禁止
- ② 車両系建設機械や移動式クレーン等を対象とする定期自主検査等の実施

2 危険有害業務に関する安全衛生教育（令和9年4月施行）

- ・ 事業者が労働者を危険有害な業務に就かせる際には特別教育の実施が義務付けられているが、これと同様、労働者と同じ場所で作業を行う個人事業者等が危険有害な業務を実施する際には特別教育を受講することを個人事業者等に対しても義務化

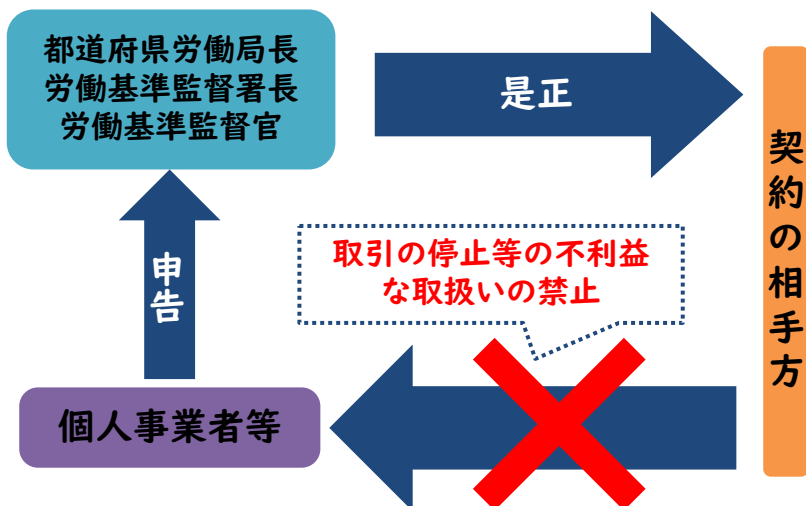
※ 労働者の場合に努力義務とされている現に危険有害業務に就いている者に対する教育も同様

○ 個人事業者等の業務上の災害の把握等

（令和9年1月施行）

○ 個人事業者等による労働基準監督署への申告

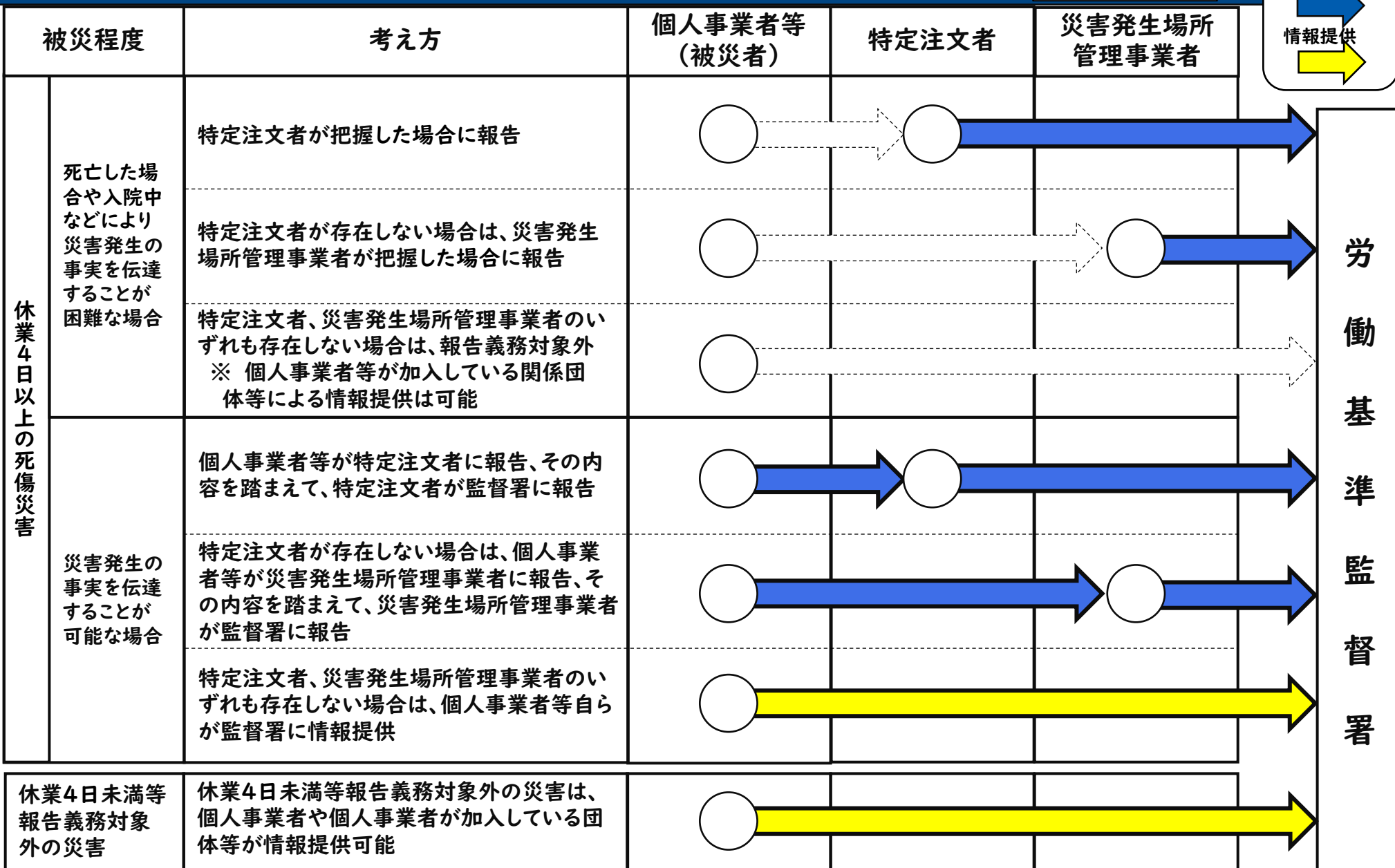
（令和8年4月施行）



(参考) 個人事業者等の業務上災害報告制度に係るイメージ図

第166回労働政策審議会安全衛生分科会 資料1抜粋

報告義務 ※
(罰則なし)



※ 災害発生場所において個人事業者等が労働者と同じ場所で就業していた場合に限る。
また、個人事業者等が中小企業経営者や役員の場合は、所属企業が報告主体となる。

高年齢者の労働災害防止のための指針

令和8年2月10日 公示第1号



第1 趣旨

労働安全衛生法第62条の2第2項に基づき、高年齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業の管理等、高年齢者の労働災害の防止を図るために事業者が講ずるよう努めなければならない措置に関し、その適切かつ有効な実施を図るため定めたもの。

第2 事業者が講ずべき措置

以下の1～5に掲げる事項について、各事業場における高年齢者の就労状況や業務の内容等の実情に応じて、国、関係団体等による支援も活用して、実施可能な対策に積極的に取り組むことが必要である。

1 安全衛生管理体制の確立等

- 経営トップによる方針表明及び体制整備
- 経営トップが高年齢者の労働災害防止対策に取り組む方針を示し、対策の実施体制を明確化すること。
- 高年齢者の労働災害防止について、安全衛生委員会等において調査審議するなど労使で話し合うこと。
- 高年齢者の労働災害防止のためのリスクアセスメントの実施
- 高年齢者の身体機能等の低下等による労働災害の発生リスクについて、災害事例等からリスクを洗い出して対策の優先順位を検討し、その結果も踏まえ以下の2～5を参考に優先順位の高いものから取組事項を決めること。

2 職場環境の改善

- 身体機能の低下を補う設備・装置の導入
- 高年齢者が安全に働き続けられるよう、施設、設備、装置等の改善を行うこと。
- 高年齢者の特性を考慮した作業管理
- 筋力、バランス能力、敏捷性、全身持久力、感覚機能、認知機能の低下等を考慮して作業内容等の見直しを行うこと。

3 高年齢者の健康や体力の状況の把握

- 健康状況の把握
- 労働安全衛生法で定める雇入時及び定期的健康診断を確実に実施すること。
- 体力の状況の把握
- 高年齢者の体力の状況を客観的に把握し必要な対策を行うため、主に高年齢者を対象とした体力チェックを継続的に実施することが望ましいこと。事業場の実情に応じて青年、壮年期から実施することが望ましいこと。
- 健康や体力の状況に関する情報の取扱い
- 「労働者の心身の状態に関する情報の適正な取扱いのために事業者が講ずべき措置に関する指針」を踏まえた対応を行うこと。

第3 労働者と協力して取り組む事項

事業者は、高年齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業の管理その他の必要な措置を講ずるよう努める必要があり、個々の労働者は、自らの身体機能等の低下が労働災害リスクにつながり得ることを理解し、労使の協力の下で取組を進めること。

第4 国、関係団体等による支援

事業者は、国、関係団体等による支援策を有効に活用すること。

4 高年齢者の健康や体力の状況に応じた対応

- 個々の高年齢者の健康や体力の状況を踏まえた措置
- 健康や体力の状況を踏まえて必要に応じ就業上の措置を講じること。
- 高年齢者の状況に応じた業務の提供
- 高年齢者に適切な就労の場を提供するため、職場環境の改善を進めるとともに、働き方のルールを構築するよう努めること。
- 高年齢者の業務内容の決定の際は、健康や体力の状況に応じて、安全と健康の観点を踏まえた適合する業務とのマッチングに努め、継続した業務の提供に配慮すること。
- 高年齢者の治療と就業の両立については「治療と就業の両立支援指針」に基づく取組に努めること。
- 心身両面にわたる健康保持増進措置
- 集団及び個々の高年齢者を対象として、身体機能等の維持向上のための取組を実施することが望ましいこと。
- 「事業場における労働者の健康保持増進のための指針（THP指針）」、「労働者の心の健康の保持増進のための指針（メンタルヘルス指針）」等に基づく取組に努めること。

5 安全衛生教育

- 高年齢者に対する教育
- 法令に基づく教育等を確実に行うこと。また、作業内容とそのリスクについての理解を得やすくするため十分な時間をかけること。中でも、高年齢者が再雇用や再就職等により経験のない業種や業務に従事する場合には、特に丁寧な教育訓練を行うこと。
- 管理監督者等に対する教育
- 管理監督者等に対し、高年齢者特有の特性と高年齢者の安全衛生対策について教育を行うこと。

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実に関する法律等の一部を改正する法律

(令和7年法律第63号、令和7年6月11日公布)

改正の趣旨

多様な労働者が活躍できる就業環境の整備を図るため、ハラスメント対策の強化、女性活躍推進法の有効期限の延長を含む女性活躍の推進、治療と仕事の両立支援の推進等の措置を講ずる。

改正の概要

1. ハラスメント対策の強化【労働施策総合推進法、男女雇用機会均等法】

- ① カスタマーハラスメント(※)を防止するため、事業主に雇用管理上必要な措置を義務付け、国が指針を示すとともに、カスタマーハラスメントに起因する問題に関する国、事業主、労働者及び顧客等の責務を明確化する。
※ 職場において行われる顧客、取引の相手方、施設の利用者その他の当該事業主の行う事業に関係を有する者の言動であって、その雇用する労働者が従事する業務の性質その他の事情に照らして社会通念上許容される範囲を超えたものにより当該労働者の就業環境を害すること
- ② 求職者等に対するセクシュアルハラスメントを防止するため、事業主に雇用管理上必要な措置を義務付け、国が指針を示すとともに、求職者等に対するセクシュアルハラスメントに起因する問題に関する国、事業主及び労働者の責務を明確化する。
- ③ 職場におけるハラスメントを行ってはならないことについて国民の規範意識を醸成するために、啓発活動を行う国の責務を定める。

2. 女性活躍の推進【女性活躍推進法】

- ① 男女間賃金差異及び女性管理職比率の情報公表を、常時雇用する労働者の数が101人以上の一般事業主及び特定事業主に義務付ける。
- ② 女性活躍推進法の有効期限(令和8年3月31日まで)を令和18年3月31日まで、10年間延長する。
- ③ 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の健康上の特性に配慮して行われるべき旨を、基本原則において明確化する。
- ④ 政府が策定する女性活躍の推進に関する基本方針の記載事項の一つに、ハラスメント対策を位置付ける。
- ⑤ 女性活躍の推進に関する取組が特に優良な事業主に対する特例認定制度(プラチナえるぼし)の認定要件に、求職者等に対するセクシュアルハラスメント防止に係る措置の内容を公表していることを追加する。
- ⑥ 特定事業主行動計画に係る手続の効率化を図る。

3. 治療と仕事の両立支援の推進【労働施策総合推進法】

- 事業主に対し、職場における治療と就業の両立を促進するため必要な措置を講じる努力義務を課すとともに、当該措置の適切・有効な実施を図るための指針の根拠規定を整備する。

施行期日

公布の日から起算して1年6月以内で政令で定める日(ただし、1③及び2②から④までは公布日、2①及び⑥並びに3は令和8年4月1日) 27



治療と就業の両立支援指針

令和8年2月10日厚生労働省告示第28号

趣旨

労働施策総合推進法第27条の3第2項に基づき、事業主による、治療を受ける労働者の治療と就業の両立を支援するための措置に関し、その適切かつ有効な実施を図るために必要な事項を定めるもの

対象

対象労働者: 雇用形態に関わらず全ての労働者
対象疾病: 反復・継続した治療が必要と医師が判断した疾病

両立支援にあたっての留意事項

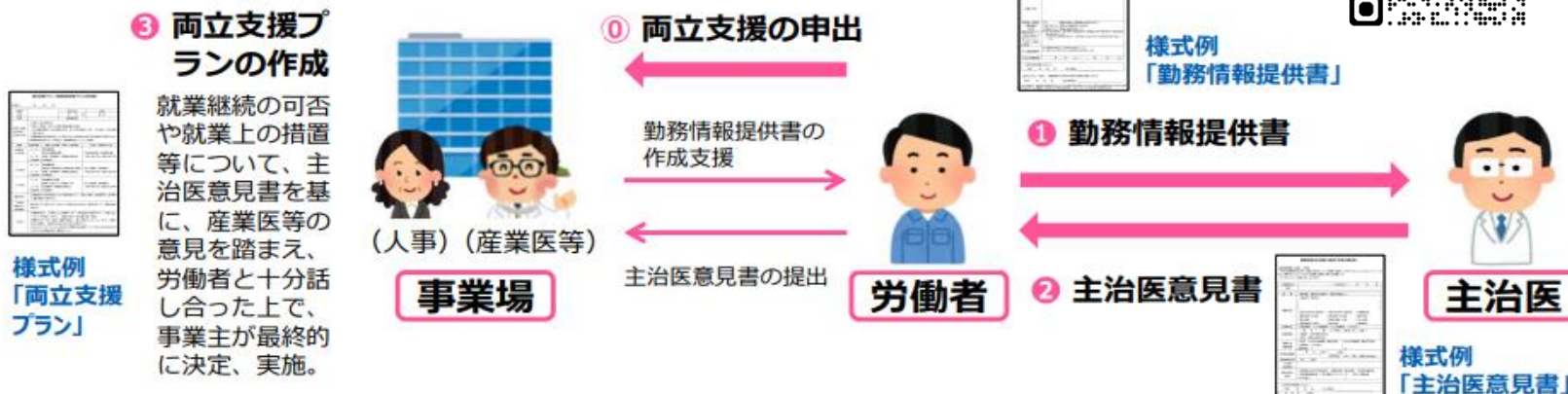
●本人の申出 ●本人との十分な話し合い、上司・同僚の理解 ●個別事例の特性に応じた配慮 ●個人情報

両立支援のための環境整備

- 事業主による基本方針の表明
- 研修等を通じた意識啓発
- 相談窓口の明確化、社内の支援体制の整備
- 両立支援に関する休暇制度・勤務制度の整備 (例: 時間単位の有給休暇、病気休暇、時差出勤、テレワーク、短時間勤務等)

両立支援の進め方

【関係者間の連携した両立支援の進め方】



「治療と仕事の両立支援ナビ」をご活用ください

施行スケジュール(予定)

改正項目	5月14日法律公布	2025年 (R7)年度 4月	2026 (R8)年度 4月	2027 (R9)年度 4月	2028 (R10)年度	...	2030 (R12)年度
1. 個人事業者等 に対する安全衛生 対策の推進	注文者等が 講ずべき措置		令和8年 4月施行				
	業務上災害の 報告制度			令和9年 1月施行			
	個人事業者等自身が 講ずべき措置、業種 を問わない混在作業 での措置			令和9年 4月施行			
2. 職場のメンタル ヘルス対策の推進	ストレスチェックの実 施事業場拡大	→				公布の日から3年を超えない範囲 において政令で定める日施行	
3. 化学物質による 健康障害防止対策 等の推進	代替化学名通知		令和8年 4月施行				公布の日から5年を超え ない範囲に おいて政令 で定める日 施行
	個人ばく露測定			令和8年 10月施行			
	SDS強化	→					
4. 機械等による労働 災害の防止の促 進等	登録機関・検査業者 の不正対処・欠格要件 強化		令和8年 1月施行				
	設計審査及び製造時 等検査の一部の民間 移管						
5. 高齢者の労働 災害防止の推進	高齢者の 労働災害防止対策	6月11日 法律公布	令和8年 4月施行				
6. 治療と仕事の両 立支援の推進	職場における治療と 仕事の両立支援						

下水道管路内作業における 硫化水素中毒防止対策の徹底

をお願いします

し尿、腐泥、汚水等は硫化水素の発生原因です。これらが入っている、又は入っていた下水道等の内部の作業場所は、硫化水素中毒発生のおそれがあり、非常に危険です。
下水道管路等の内部に立ち入って作業を行う場合には、酸素欠乏症、硫化水素中毒を防止するための対策を徹底してください。

災害事例

硫化水素中毒 2人が休業

下水道内の止水プラグを取り外す作業中、止水プラグ側から汚水が流入し、硫化水素中毒発生し、救助にあたったもう1名も被災した。

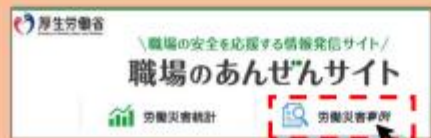


硫化水素中毒 1人が死亡

下水道マンホールの液せつ作業中、マンホール底部で汚泥のたまり具合を見るため、片足で沈殿物をかき混ぜた。その後、ステップを3,4段上ったところ、大声を発して転落し、1人が死亡した。



下水道に限らず、過去には多くの硫化水素中毒による重大な事故が発生しています。厚生労働省「職場のあんぜんサイト」で事故事例を検索することができます。



職場のあんぜんサイト



伐木等作業における安全対策

を徹底しましょう

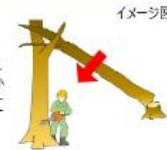
近年、埼玉労働局管内のチェーンソー及び立木等を起因物とした労働災害は増加傾向にあります。また死亡災害や重篤な障害を残す災害も後を絶たない状況にあり、**林業以外の業種でも重大な災害が発生**しています。

施設敷地内の庭木を伐倒する等、臨時的作業であっても、あらかじめ現場に応じた作業計画を検討し、安全対策に万全を期すようにしましょう。

伐木等作業における死亡災害事例

かかり木の不適処理

事故の型 飛来・落下
起因物 立木等



立木の伐木現場において、かかり木のかかられた木を伐倒したとき、かかり木が落下し、作業者に直撃した。

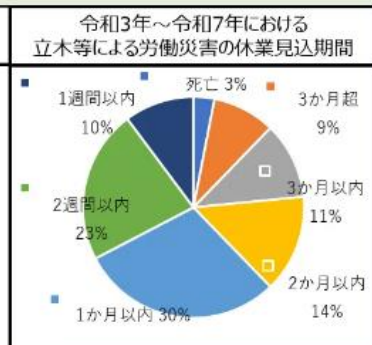
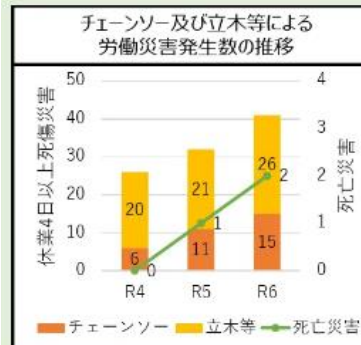
立入禁止の不徹底

事故の型 飛来・落下
起因物 立木等



予定していた伐倒方向と異なる方向に倒れ、付近にいた作業員に伐倒木が直撃した。

埼玉労働局管内における労働災害発生状況



※令和7年は速報値、労働者死傷病報告書をもとに集計

埼玉県と共同で動画を作成

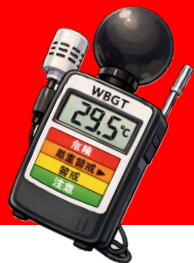


合言葉「あつい」で職場の対策を！

あ

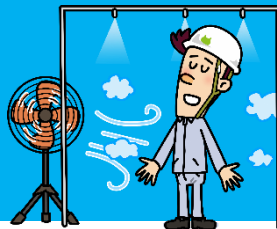
暑さ指数

の把握と軽減



つ

疲れをためない (こまめな休憩)



い

異変があれば すぐ報告！



水分・塩分補給は忘れずに！

御清聴ありがとうございました。

ご安全に!

